

四日市市立こども園条例をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第19号

四日市市立こども園条例

(設置)

第1条 本市は、小学校就学前の子どもに対し、教育及び保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て家庭に対する支援を行うため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「こども園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
四日市市立橋北こども園	四日市市東新町26番32号

(事業)

第3条 こども園は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 認定こども園法第9条各号に掲げる目標を達成するための教育及び保育
- (2) 認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、市長が必要と認める事業
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(入園資格)

第4条 こども園に入園できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第20条第1項に規定する認定において、同法第19条第1項各号の事由による支給認定を受けた者
- (2) 支援法第28条第1項第1号に規定する期間内において、緊急その他やむを得ない事由によりこども園に入園する必要があると市長が認めた者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(保育料の徴収)

第5条 市は、支援法第27条第3項第2号に規定する政令で定める額の範囲内で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を保育料として徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、これを減免することができる。

(1) 支援法第19条第1項第1号に該当する支給認定子ども 四日市市幼稚園保育料及び教育委託料徴収条例（昭和23年四日市市条例第50号）第1条第1項第1号に規定する額

(2) 支援法第19条第1項第2号及び第3号に該当する支給認定子ども 四日市市立保育所条例（昭和26年四日市市条例第8号）第3条に規定する額
(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(四日市市病児保育室設置条例の一部改正)

2 四日市市病児保育室設置条例（平成12年四日市市条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(対象となる児童) 第5条 病児保育室を利用できる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) (略) (2) 保育所、幼稚園、 <u>認定こども園</u> 、小学校等に通園又は通学していること。 (3)及び(4) (略) 2 (略)	(対象となる児童) 第5条 病児保育室を利用できる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) (略) (2) 保育所、幼稚園、小学校等に通園又は通学していること。 (3)及び(4) (略) 2 (略)

(四日市市立保育所条例の一部改正)

3 四日市市立保育所条例（昭和26年四日市市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	
(名称及び位置)	
第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置
(略)	
四日市市立海蔵保育園	四日市市大字西阿倉川883番地1
四日市市立中央保育園	四日市市元新町2番17号
(略)	

改正前	
(名称及び位置)	
第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置
(略)	
四日市市立海蔵保育園	四日市市大字西阿倉川883番地1
四日市市立橋北保育園	四日市市川原町26番7号
四日市市立中央保育園	四日市市元新町2番17号
(略)	

(四日市市立幼稚園条例の一部改正)

- 4 四日市市立幼稚園条例(昭和28年四日市市条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正後	
(名称及び位置)	
第2条 幼稚園の名称及び位置は次のとおりとする。	
名称	位置
(略)	
四日市市立三重幼稚園	四日市市東坂部町110番地1
四日市市立保々幼稚園	四日市市西村町2738番地
(略)	

--

改正前	
(名称及び位置)	
第2条 幼稚園の名称及び位置は次のとおりとする。	
名称	位置
(略)	
四日市市立三重幼稚園	四日市市東坂部町110番地1
<u>四日市市立橋北幼稚園</u>	<u>四日市市高浜町1番4号</u>
四日市市立保々幼稚園	四日市市西村町2738番地
(略)	

(四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

5 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例(昭和52年四日市市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる利用料金及び回数使用券について、当該各号に定めるものが使用する場合の利用料金の額は、それぞれ別表第2から別表第4までに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定める額とする。	3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる利用料金及び回数使用券について、当該各号に定めるものが使用する場合の利用料金の額は、それぞれ別表第2から別表第4までに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定める額とする。
(1) 専用利用料金 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所、 <u>認定こども園</u> 及び心身障害者団体 別表第2	(1) 専用利用料金 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所及び心身障害者団体 別表第2
(2)及び(3) (略)	(2)及び(3) (略)

<p>4 (略)</p> <p>別表第2 (第7条関係)</p> <p>専用利用料金の上限額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市内の小学校、中学校、幼稚園、<u>保育所、認定こども園</u>及び心身障害者団体が使用する場合の利用料金は、規定料金の100分の50の額とする。</p> <p>3から5まで (略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>別表第2 (第7条関係)</p> <p>専用利用料金の上限額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市内の小学校、中学校、幼稚園、<u>保育所</u>及び心身障害者団体が使用する場合の利用料金は、規定料金の100分の50の額とする。</p> <p>3から5まで (略)</p>
--	---

(四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

6 四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成27年四日市市条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項に定める利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定める額とする。ただし、市内の小学校、中学校、幼稚園、<u>保育所、認定こども園</u>及び心身障害者団体が使用場合は、当該額に100分の50を乗じて得た額を利用料金の額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項に定める利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定める額とする。ただし、市内の小学校、中学校、幼稚園、<u>保育園</u>及び心身障害者団体が使用場合は、当該額に100分の50を乗じて得た額を利用料金の額とする。</p> <p>3 (略)</p>

(こども未来部保育幼稚園課)